

谷本見袋 岡田 助雄

年費書ハ二通ノ作成ニ双方ヨリ御持スルモノトス
右及申通ニ取信セ

5. 10. 31
1857

労働第三八八五号
昭和五年十月二十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社会局长 官殿
大阪神奈川府縣知事殿

川野製作所争議解決後ノ紛議ニ関スル件

平昔川野製作所争議中ノ紛議事ヲ對シテ警視總監ヨリ川野製作所長ニ要請
標記工場ニ於ケル労働争議ノ發生并解決ノ状況ニ對テハ既報ノ
後其後争議中ノ傷害事件ニ関連シ又ニ紛議ヲ生ズルニ至リタル
ノ状況左記ノ通り

記